

新	旧
<p>90%を超えるに至ったことについての正当な理由の取扱いについて (平成18年10月3日付け「鳥取県版介護保険インフォメーションNO.18」) <u>※平成26年11月5日改正</u></p> <p>1～3 略</p> <p>4 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合</p> <p><b>【補足】</b> サービス事業所が次の場合は、質の高いものとして認める。 ①訪問介護における特定事業所加算を受けている事業所 ②併設の介護予防通所介護事業所で、評価加算を受けている事業所 ③サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案し計画に位置付けたサービス事業所において、利用者の半数以上が他の居宅介護支援事業所 <u>(同一法人は除く。)</u>で計画された利用者である場合。</p>	<p>90%を超えるに至ったことについての正当な理由の取扱いについて</p> <p>1～3 略</p> <p>4 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合</p> <p><b>【補足】</b> サービス事業所が次の場合は、質の高いものとして認める。 ①訪問介護における特定事業所加算を受けている事業所 ②併設の介護予防通所介護事業所で、評価加算を受けている事業所 ③サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案し計画に位置付けたサービス事業所において、利用者の半数以上が他の居宅介護支援事業所で計画された利用者である場合。</p>